

平成26年度 第2回伊予市障害者福祉計画策定審議会 会議録

日 時: 平成27年1月8日(木) 13時30分～15時30分

場 所: 伊予市役所 3階 第2委員会室

出席者: 森平 澄子委員 小西 省三委員 上本 昌幸委員 西田 孝博委員
水田 恒二委員 阿部 富美委員 宮内 裕子委員 西村 幸委員
友沢 祐一委員 佐伯 徹也委員 武田 淳一委員 太森 真喜恵委員
渡邊 博隆委員 上岡 一世委員(欠席) 福島 久子委員(欠席)
三根 好幸委員(欠席)
事務局(渡辺・大森・向井・上田)

○開 会

1 会長挨拶

・議事の進行は、伊予市障害者福祉計画策定審議会条例第6条の規定により、会長が議長。

●第4期伊予市障害者計画・障害福祉計画（素案）の検討について

(事務局)

第4期伊予市障害者計画・障害福祉計画（素案）の概要説明を行った。

(会長)

以上の説明で、意見はありませんか。

(委員)

パブリックコメントがまったくない「計画」も多い。一週間、一月出しても何の反応もない。これに対しての努力はどうか。そういう制度があるということ自体が市民に知られていない。どのような手続きや改善をすることによって、パブリックコメントが、0から1になったり5になるのか。

そもそもパブリックコメントしますといっても、障害者本人やその家族はいろいろと難題を抱えているので分からない。

私自身も委員をしていなければこういう言葉に出会わなかった。言うのは自由だが「意見公募しています」と資料にも書いてあるので、今までと違うやり方をわれわれ委員も考えなければいけないことだが、今までとは違うやり方でやろうとしているのか、また意見など出ているのか。

(事務局)

意見公募については、前回の第3期から始めました。

(委員)

そこでは何件ぐらい意見があったのか。

(事務局)

意見はありませんでした。

(委員)

パブリックコメントについては、疑問や批判だけでなく、この点は良かった、などの賛同の意見なども取り入れてもいいのでは。また、インターネットが普及しているとはいえ、見ることができない環境の人まだまだいる。いろいろな方法でパブリックコメントのことを知らせる必要がある。

(委員)

県でも意見が出ない。こういうことをやっているということが県民に周知されていないのではないか。

(委員)

例えば、伊予市の広報に、「意見公募した内容は長すぎて載せられないが、骨子案でこんなことをしました、やっています。」などを記載できないか。回覧板に挟むとか、広報に折り込むとかの努力をしないといけない。

(事務局)

この会議を終えた後、この計画素案を審議会の案ということで、広報に掲載して意見公募をしようかと思っています。市民に意見を求めなければならないという市の条例に従って公募していますが、年々、市民からの意見が少なくなっているのが現状です。

できたらこの審議会場で、皆さんの意見を頂いて意見公募としたい。広報紙には、2月4日から23日まで、障害者計画の意見公募を実施しますという一文のみで内容までは載せる場所も紙面ありません。回覧というのも難しいです。こちらが考えているのは、この審議会場で意見をもらいたいということです。もし素案に関心があるなら窓口に来てもらったり、窓口に来るのが難しい方には郵送します。それについて、障害者に関する団体の会合なり、集まる場所で、このようなことをやっていると言いつてもらえたら助かります。当事者の意見をもらうことが一番なので皆さんに周知活動をお願いしたいです。

(委員)

さっきも発言したが、スペースに限りのある紙面ではなく裏表印刷した一枚を折り込んだらいいのではないか。今までと違う努力をやってみないといけない。チラシや回覧などを試さず、課がそのような方針で行くというのならこれはこれで仕方がない。

(委員)

広報に一枚刷りで挟むことはできるのか。

(事務局)

ちょっと難しいです。

(委員)

毎回4、5枚入っているが、その1枚としてやったらいいのではないか。

(事務局)

それをするのならば、出来上がった概要版で周知していったらどうか。

(会長)

周知ではいけない。これから計画立てるのをどうかというのを市民の皆さんから意見を聞かなければならない。意見公募については、これまでより何か一工夫していかなければならない。

(委員)

パブリックコメントは事務局が先ほど発言した内容の方向で行くのだろうが、それならば形だけのパブリックコメントはしなくてもいいのではないか。事務局の発言によると、この審議会に出席している我々の意見がパブリックコメントらしいので。

市で決めたことなので、やらなければいけないことはわかる。それならきちんとやろう。我々も、一言ずつ意見を述べたら十数件のパブリックコメントの反応があったことになるのだから発言しよう。それを事務局に持って帰ったらいい。

(委員)

委員の発言はパブリックコメントにならない。パブリックコメントしなければいけないのは法の定めか。市の定めか。

(事務局)

国からの指導でした。どこの自治体も一斉に始めました。

(会長)

パブリックコメントの話だけに時間を充てることも出来ない。今までとは少し違った努力をしていこうということで終わりにしよう。

事務局の方はどうか。ほんの少しでも「努力」を出してもらえればよい。

(事務局)

計画素案を障害者に関する団体・施設に郵送することにしましょう。

(会長)

委員も積極的に意見を述べていただけたらなお良い。それでは次の議題へ。

(事務局)

第二章の説明。

(会長)

この中で特に気になるところはあるか。

(事務局)

子どもか自分か、どちらかが倒れてしまうと不安という意見が目立ちました。

当人も家族も日々の生活が大変だという印象を受けました。

(委員)

両親が高齢で子どもの障害が重なると大変なことだ。そこを踏まえて福祉計画をちゃんとしていかないといけないと思う。

(委員)

障害にかかわる子どもの指導はできるだけ専門性のある者がしなければならない。特別支援学校の教員は、小中学校の支援をしなければならない。小中学校の先生を中心に研修をしたらどうか。保育所の先生なども参加しても良さそうだと考える。

(委員)

障害を持つ子どもたちに接して 45 年たつが、常に新しい相談内容が寄せられる。過去の経験は当てはまらない。いろいろな方から学べるよう伊予市として研修に取り組んでいただきたい。

(委員)

データ集計について、複数回答と単数回答の総数「n」は一体何人が回答しているのか分かりづらい。どのようなサービスを希望しているかの項目は伊予市独自のものか、福祉施設で暮らしたいなどを選択している人が意外と多いが、愛媛県内で似たようなアンケートをしていると思うので、この結果は伊予市の特徴的なものか愛媛県全体の特徴なのか、知りたい。

(事務局)

総数「n」は回答の総数なので、回答者数にしないと正確なパーセンテージとして出ません。改善していきます。伊予市の特徴であるかどうか、他の市と比べてもう一度見直します。

(委員)

精神患者数はどう把握しているか。一般的にはどの国でも人口の1%だという。伊予市の場合は400数人おり、それにしても回答者数が少ない。

(事務局)

アンケート調査は全県統一で行っていますが、精神障害者手帳保持者にアンケートを実施しています。

(委員)

身体障害等は、ほぼ正確な数が出ている。

(事務局)

複数回答している可能性があります。精神障害者手帳保持者にアンケートを実施した際、身体にも障害を持つ方が、精神、身体ともに回答している場合があります。アンケートを行った手帳保持者166人のうち回答をいただいたのが、86人。回答率が半分ほどになっています。

(委員)

「精神」についてはメリットが少ないということで、手帳を持っていない人が多い。自立支援医療の方は障害適用外の人が申請していることが多い。実際の患者数は闇の中。

(事務局)

実際、アンケートを実施していいのか、本人の認識の問題もあります。障害ではなく病気と感じている方に、アンケートを実施するのは難しいので、手帳保持者のみの集計とさせていただきます。

(委員)

これは難しい問題。発達障害でも、平成14年に国が調査を実施し、全国の中で5県を選ばれたが、そのなかに愛媛県も入っていた。調査したが発達障害の実際の結果を示すのが難しかった。精神障害も同様に難しいところ。行政がしっかり把握する努力が必要。

(事務局)

第三章の説明。

(委員)

退院可能な精神障害の人数は伊予市の数値は県の数値の3%として算出し

ているが、精神障害者の入院者の把握はどれくらいできるか。入院形態は三種類あって、任意入院、医療保護入院、措置入院など。全然つかめないのなら、こういう数値を出してもしょうがない。

(事務局)

医療保護入院と措置入院は、連絡があるものについては保健センターが把握していると思いますが、連絡のないほかのケースは分かりません。

(委員)

住所、顔などは把握できていないか。

(事務局)

住所などは分かりますが、顔については、何かで関わり合うなどした人以外は知りません。一人ひとり把握できていません。

(委員)

県のやっているこの調査は各病院でやっているのか。退院可能な患者数などかどうか。そこを積極的に知っていかないと、精神障害患者の数を出したって、大して動きが取れないのではないか

(事務局)

県内の22病院に調査を行いました。入院前の住所を含め、入院患者数や退院可能患者などから数値の3%を出させていただいた。そこからどなたが退院されたかなどは、こちらでは分かりません。病院からは退院するから相談者、サービス、手帳の取得、就労、デイサービスなどの要請連絡があれば、御案内をかけています。ただ、サービスにつながらない方が多いです。

(委員)

市としては、病院のワーカーさんと連携をとるだけか。

(事務局)

医療機関との連携や家族からのいろいろな相談もあります。

(委員)

ここに書いてあるのは、「病院が主体的にやってもらわないとどうにもならないよね」、だけのページ。県が病院にどれだけ働きかけるのかが問題。

(委員)

病院と本人の病状、家族の状況をみるとこちらがどうこう口出しできることじゃない。特に3か月未満の入院患者さん。県がこの項目を入れているからと言ってそれに倣わなくてもいいのでは。この項目はいらないのではないか。

(事務局)

県の意向ですので。ただ、「精神」の患者さんも増えているので、保健セン

ターで相談支援事業の強化をさせていただきます。

(委員)

ほとんどの方が入退院を繰り返す。地域の方々に迷惑をかけるケースもあると思うが。

(事務局)

障害福祉のデイサービスに通う方はまだ状態の良い方。自宅にひきこもったり、なかには家族に暴力をふるうケースも多くあります。地域の方々や民生委員さんに御理解を頂かないといけません。はいかいや家庭内暴力の苦情や相談もたくさんあります。状態の悪い方には家族に入院の案内や、保健センターの職員が定期的に訪問し、本人の病状を確認する程度しかできないのが現状。適切な医療や、ヘルパーさんなどが入って服薬管理していただき、病状を安定させてもらいたいのですが、ヘルパーさんが家に入るのさえ拒否する人もいます。

(委員)

伊予市に県の保健所があったときは連携がうまくいっていた。ベテランの看護師もいた。保健センターに移行してからピタッとその連携が切れてしまった。それがいまの「精神」の現状。

(委員)

これからは短期入所、短期入院を進めるのが施策です。必要に応じて出たり入ったりが多くなる。長期入院はなくなるだろう。だからこそ、病院や施設は顔が見えるつながりを持っておかないと対応できない。「精神」については福祉が担うのだろう。

新しい事業として地域生活拠点施設を整備するのが目標となっているのだが、伊予市がグループホームや入所施設を住宅街でつくるとき、反対はどれぐらい出てくるのだろう。伊予市の住宅街でみると、非常に偏見が強い地域が多いのでは。

(委員)

いろいろな事業をする中で、地域の意見を聴く際に、最初に聞かれるのが入所ですか通所ですか、で入所、つまり宿泊すると言うと皆さん敬遠されるというのが現状です。

(委員)

新しい事業の地域生活拠点施設が具体化してくると反発が出るだろう。

(委員)

サービスを調整できればいい。新しい事業の地域生活拠点施設のモデルケースを見ても、夜も電話対応していると職員が倒れる。非常用の電話当番なのに

精神障害の人が何時間も電話を掛けてくる。

(委員)

電話を何時間も掛けてくる人は精神障害の部類に入らない。人格障害だ。

(委員)

人格障害の特徴とその対処にはルール作りが必要。

(委員)

アンケートでも、かなり市にクレームが来るような調査結果がでている。市は障害者理解についてどのぐらい研修に対応しているのか。

(事務局)

今年度は、今のところ職員研修が出来ていません。昨年度、市は職員に対して手話の講座を開きました。

(委員)

就労につながるような話をしてくれと言われ、ある自治体職員に2年間講義した。そこまでしていかないと。市の職員の対応が悪いとクレームが出ていた。根気強くやっていかなければならない。ある自治体は人権の教育課と障害福祉課が連携をとって障害者理解の議題を取り上げてやっていた。伊予市もしなければならぬ。

(事務局)

教育委員会にも働きかけます。

(委員)

学校の教員の場合は、特別支援学校の良い教員が全国にいるのだから、休み中にどんどん来させて講習を受けなければいけない。そして各施設で職員や教員のベテランを育てていかないと、伊予市は良くならない。

(事務局)

第四章について説明

(委員)

この資料に載っている目標数値の人数で予算の上限が限られているのか。予算執行の在り方はどうか。

(事務局)

資料に載っている計画数値が上限です。財政は限られていますが、当然必要な支援はしっかりとしていきたい。無駄な支援にならないように、市職員と相談員の連携を深めていきたい。財源は厳しいですが、必要なものに対しては補正予算を組んで支出をしていく予定です。

(委員)

この計画数値は伊予市の対象者リスト等を見て組んでいるのか、国のお達しで組んでいるのか。補正できるというのなら、元から載っていたらいいのに。
(事務局)

数字に関しては、担当者として、過去の人数とこれまでの推移で見込予算とさせてもらっています。

(事務局)

第五章・第六章の説明

(事務局)

第七章の説明

(委員)

一部の項目での数字の見方だが、一年間での件数など見方が分からない。

(事務局)

重複して支給しているため、実人数が分かりません。支給件数と考えてほしい。

(委員)

実際の対象者の数を分かるようにしてほしい。件数についても、多いようで実際1人の人が何回も、という場合がある。

(事務局)

可能な限り、人数が分かるようでしたら拾います。

(委員)

伊予市は、相当やらねばならないことが多い。ある自治体で言うと、福祉事業団で各施設を15くらい作っている。伊予市も自分でというのがなかなか難しいだろうが、例えば社協の中に立ち上げて対応していくというような展望を手掛けていったらどうか。

(委員)

サービスを提供するという観点で言うと、特定の団体などに委託するのが、長期的に見ても安定したサービスを提供できることになるので、その方向性は間違いないだろうが、結局、サービスを始める段になると市の資金になる。つまり市の財政にのっとうることになってしまう。私の口からできるとは言えないが、そういう方向性になると思う。

(委員)

いろいろなNPO団体、関係団体が改善していつてくれているので、目に見えて良くなっている。伊予市の場合、そのような団体がないので、市としてどうすべきか考えていかないと計画倒れになってしまうことが多い。市全体に期

待したい。

(事務局)

今後の説明。

(事務局)

皆さんの御意見をいただき、訂正しなければいけない場所が多々ありました。文章の加筆訂正については、会長、副会長に内容を確認してもらって、あと1か月弱ありますが、きちんとした形で市民の方へ意見公募させていただきます。また意見があったら申し出ていただきたいと思います。

【閉会】